

令和 8 年 3 月 4 日

京都北部地区におけるタクシーの運賃改定申請状況について

令和 8 年 3 月 3 日に、京都北部地区のタクシー事業者から運賃改定申請が提出され、同日付けで申請があった法人事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数の 5 割を超えましたので、お知らせします。

●京都北部地区(令和 8 年 3 月 3 日現在)

| 申請状況 | 申請件数(件) | 申請車両数(両) | 申請割合(%) | 地域の全車両数(両) |
|-----------------------------|---------|----------|---------|------------|
| (最初の申請日) 令和 8 年 3 月 3 日 | 2 | 131 | 51.78 | 253 |
| (3 ヶ月経過日) 令和 8 年 6 月 3 日 | | | | |

【京都北部地区】…京都府綾部市 福知山市 舞鶴市 宮津市 亀岡市 京丹後市 南丹市
与謝郡 船井郡 京都市(ただし、平成 17 年 4 月 1 日に編入された旧北桑田郡
京北町の区域に限る。)

※運賃改定は、最初の申請があった時から 3 ヶ月の間に申請を受け付け、申請があった法人事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数の 5 割を超えた場合には、3 ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定の手続きを開始します。

【問い合わせ先】

近畿運輸局 自動車交通部 旅客第二課 調査運賃係
電話:06-6949-6446